（私立学校教職員共済法施行規則の一部改正）

第五条　私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（移送費及び家族移送費） **第六条**　［略］ ２　［略］ ３　前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において作成年月日及びその氏名を記載しなければならない。 ４　［略］ （出産手当金） **第十五条**　［略］ ２　［略］ ３　前項第二号の意見書には、これを証する医師又は助産師において作成年月日及びその氏名を記載しなければならない。 （生存の確認等） **第十七条の二**　［略］ ２～４　［略］ ５　事業団は、第二項並びに第二十七条の七及び第二十八条の八の規定による書類を提出しなければならない受給権者が当該書類を提出しないときは、当該書類が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき退職等年金給付の支払を差し止めることができる。 （任意継続加入者に係る報告書等の記載の特例） **第三十三条の四**　［略］ 一　様式第三号又は様式第三号の二による報告書　当該報告書の学校法人等所在地の欄にその者の住所を、代表者名の欄にその者の氏名を、それぞれ記入するものとし、学校法人等名の欄及び担当者氏名の欄には、記入を要しない。 二　様式第八号及び様式第九号による申請書　当該申請書の学校法人等所在地の欄にその者の住所を、代表者名の欄にその者の氏名を、それぞれ記入するものとし、学校法人等名の欄及び担当者氏名の欄には、記入を要しない。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（移送費及び家族移送費） **第六条**　［同上］ ２　［同上］ ３　前項の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において作成年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。 ４　［同上］ （出産手当金） **第十五条**　［同上］ ２　［同上］ ３　前項第二号の意見書には、これを証する医師又は助産師において作成年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。 （生存の確認等） **第十七条の二**　［同上］ ２～４　［同上］ ５　事業団は、第二項並びに第三十一条の四の二及び第三十三条の十一の規定による書類を提出しなければならない受給権者が当該書類を提出しないときは、当該書類が提出されるまで、指定日の属する月の翌月以後に支払うべき退職等年金給付の支払を差し止めることができる。 （任意継続加入者に係る報告書等の記載の特例） **第三十三条の四**　［同上］ 一　様式第三号又は様式第三号の二による報告書　当該報告書の右上の余白にその者の氏名及び住所を記入し、かつ、捺印するものとし、学校法人等所在地の欄、学校法人等名の欄及び代表者名の欄には、記入を要しない。 二　様式第八号及び様式第九号による申請書　当該申請書の右上の余白にその者の住所を記入するものとし、学校法人等所在地の欄、学校法人等名の欄、代表者名の欄及び学校法人等の代表者の証明の欄には、記入を要しない。